

[学術論文]

『古語拾遺』における猿女氏の職掌と
古代祭祀の場における猿女氏の実態

The Official Duties and Actual Role of Sarume-shi in the Ancient Rituals as Depicted in “Kogoshūi”

浅 岡 悦 子

Studies in Humanities and Cultures

No. 22

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 22号
2014年12月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
DECEMBER 2014

【學術論文】

『古語拾遺』における猿女氏の職掌と古代祭祀の場における猿女氏の実態

浅岡悦子

はじめに

記紀の有名な神話の一つに、アマテラスの天石窟籠りがある。スサノヲの乱行によってアマテラスが天石窟に籠り、高天原は日の照らない暗い世界となつてしまつた。神々はアマテラスを天石窟から出すために話し合い、種々の捧げものを作り、祝詞を詠み、舞い踊る。太陽がない暗い世界で何故他の神々が楽しそうにしているのかを不思議に思つたアマテラスが天石窟の戸を開けた時、戸の横に待ち構えていた神に引つ張り出され、高天原には無事太陽が戻つてくるという神話である。この時初めて登場するのがアメノウズメである。アメノウズメは天石窟の前で舞い踊ることで、アマテラスの籠る天石窟の戸を開けさせる重要な神である。少し長いが、以下に『日本書紀』(1)と『古事記』(2)の天石窟籠り神話の前半部分を引用する。(傍線は任意に引いたものである。)

『日本書紀』卷一・本文

人間文化研究 22 二〇一四年

此に由りて發愠りて、乃ち天石窟に入りまし、磐戸を開して幽居す。故、六合の内常闇にして昼夜の相代も知らず。時に八十万神、天安河辺に会合ひて、其の禱るべき方を計る。故、思兼神、深く謀り遠く慮ひ、遂に常世の長鳴鳥を聚め、互に長鳴せしめ、亦手力雄神を以ちて磐戸の側に立てて、中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、一に云はく、眞經津鏡といふ。下枝には青和幣和幣、此には尼枳底と云ふ。白和幣を懸け、相与に其の祈禱を致す。又猿女君が遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立ち、巧に俳優を作す。亦天香山の眞坂樹を以ちて鬘とし、蘿を以ちて蘿、此には此軀儼と云ふ。手纏として手纏。此には多須枳と云ふ。火処を焼き、覆槽置せ、覆槽。此には于該と云ふ。頭神明之憑談す。顯神明之憑談。此には歌牟鵝可梨と云う。

『古事記』上

故是に、天照大御神、見畏み、天の石屋の戸を開きて、刺しこもり坐しき。爾くして、高天原皆暗く、葦原中国悉く闇し。此に因りて常夜往きき。是に、万の神の声は、狭蠅なす満ち、万の妖は、悉く発りき。是を以て、八百万の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、高御産巢日神の子、思金神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集め、鳴かしめて、天の安河の河上の天の堅石を取り、天の金山の鉄を取りて、鍛人の天津麻羅を求めて、伊斯許理度売命に科せ、

一

鏡を作らしめ、玉祖命に科せ、八尺勾瓏の五百津の御すまるの珠を作らしめて、天児屋命・布刀玉命を召して、天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香山の天のははかを取りて、占合ひまかなはしめて、天の香山の五百津真賢木を、根こじにこじて、上つ枝に八尺の勾瓏の五百津の御すまる玉を取り著け、中つ枝に八尺の鏡を取り懸け、下つ枝に白丹寸手・青丹寸手を取り垂でて、此の種々の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天児屋命、ふと詔戸言栲き白して、天手力男神、戸の掖に隠り立ちて、天宇受売命、手次に天の香山の天の日影を繋けて、天の真析を縵と為て、手草に天の香山の小竹の葉を結ひて、天の石屋の戸にうけを伏せて、踏みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。爾くして、高天原動みて、八百万の神共に咲ひき。

『日本書紀』によるとアメノウズメは猿女の遠祖であり、『古事記』の天孫降臨神話にも「天宇受売命は、猿女君等が祖ぞ。」と書かれている。この猿女君は中臣・忌部・鏡作・玉造と並んで天孫に付き従い葦原中国に降臨した神々の後裔という重要な氏族であるが、六国史を紐解いても、猿女氏に関わる記述は非常に少ない。神話の部分を除けば、『日本後紀』に一例ある他、格式と『西宮記』にわずかにみえるのみである。しかし、大同二年（八〇七）に斎部広成が記した『古語拾遺』には本来猿女氏は中臣・忌部と共に祭祀を掌る氏族であることが書かれている。

本稿では古代日本の氏族社会の中で猿女氏とはいったいどのような職掌を持つ氏族であり、その実態はどのようなものであったかを考察する。

一 猿女氏の職掌

猿女氏は先に引用した記紀によると、アメノウズメの後裔である。

記紀の天孫（皇孫）降臨神話を見ると、

『日本書紀』卷二・一書一

即ち天鈿女命、猿田彦神の所乞の随に遂に以ちて侍送る。時に皇孫、天鈿女命に勅したまはく、「汝願しつる神の名を以ちて姓氏とすべし」とのたまふ。因りて猿女君の号を賜ふ。故、猿女君等の男女、皆呼びて君と為ふ。此、其の縁なり。

『古事記』上

故爾くして、天宇受売命に詔ひしく、「此の、御前に立ちて仕へ奉れる猿田毘古大神は、専ら願し申せる汝、送り奉れ。亦、其の神の御名は、汝、負ひて仕へ奉れ」とのりたまひき。是を以て、猿女君等、其の猿田毘古之男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事、是ぞ。

とある。アメノウズメは天孫降臨の際に、行く先に待ち受けていたサルタヒコの名前を受け継ぎ、猿女君の姓氏を給わった。また、アメノウズメは中臣・忌部と共に天孫降臨に付き従った五氏（五部神）の一

つである。以下に記紀の五部神を引用する。

『日本書紀』卷二・一書一

又中臣が上祖天兒屋命・忌部が上祖太玉命・猿女が上祖天鈿女命・鏡作が上祖石凝姥命・玉作が上祖玉屋命、凡て五部神を以ちて配へ侍らしめたまふ。

『古事記』上

爾くして、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度売命・玉祖命、并せて五伴緒を支ち加へて天降しき。(中略)故、其の天兒屋命は、(中臣連等が祖ぞ。)布刀玉命は、(忌部首等が祖ぞ。)天宇受売命は(猿女君等が祖ぞ。)伊斯許理度売命は(作鏡連等が祖ぞ。)玉祖命は、(玉祖連等が祖ぞ。)

天石窟籠り神話の中では忌部が御幣を持ち、中臣が祝詞を詠み(『古事記』「布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天兒屋命、ふと詔戸言栲ぎ白して」、または中臣・忌部両氏ともに祝詞を詠み(『日本書紀』「中臣連が遠祖天兒屋命、忌部が遠祖太玉命、(中略)相与に其の祈禱を致す。」、そしてどちらも猿女が舞を舞う。『古語拾遺』にも「天鈿女命(割注略)をして、(略)巧に俳優し、相与に歌ひ舞はしめたまふ」とあることから、アメノウズメを遠祖^③)に持つ猿女氏が祭祀において舞を掌っていたことが分かる。

では猿女氏は具体的に祭祀にどのような関わっていたのだろうか。『類聚三代格』卷一、弘仁四年の太政官符には「応に猿女を貢ぐべきの事」として「仍ち両氏の猿女の興、国史に詳かなり。其の後絶えず。

今猶見在す。(中略)猿女は永らく停廃に従え、猿女公氏の女一人を定めて、縫殿寮に進め。闕くるに随ひて即ち補せ」と、猿女氏は猿女を輩出し、その起源は国史に詳細があり、今も絶えていないと記されている。猿女は『延喜式』^④神祇卷四時祭下鎮魂祭条を見ると「縫殿寮は猿女をして参入らしめよ」「御巫および猿女ら、例によりて舞え」とある。『西宮記』^⑤臨時一(乙)にも「猿女。(縫殿寮の解に依りて、内侍に奏してこれを補せ。)」と、『延喜式』と同様に猿女が縫殿寮に属していたことが書かれている。これらのことから、猿女は縫殿寮に属し、御巫と共みかみに祭祀で舞を奉納していたことが分かる。縫殿寮は中務省被管で、女官の名帳や考課、宮廷の衣類の裁縫に携わる。猿女が何故縫殿寮に属していたのかは分からないが、西郷信綱氏^⑥は「猿女が縫殿寮につけられたのは、そこで鎮魂祭用の天皇の衣を縫うからであろうか。」と述べている。『延喜式』大嘗祭を見ると、猿女は「其れ御巫・猿女らの服は新嘗の例によれ」「大臣もしくは大・中納言一人、中臣・忌部・(中臣は左に立ち、忌部は右に立つ)御巫・猿女を率いて、左右に前行せよ」とやはり御巫と共に出てくる。これらをまとめると、猿女氏は猿女を輩出し、その猿女は縫殿寮に属して、御巫と共に鎮魂祭・大嘗祭に出仕した氏族であることがわかる。

では猿女と同様に古代祭祀において舞を掌った御巫とはどのような存在だったのだろうか。御巫についての史料は、猿女氏及び猿女に比べると驚くほど多く、また先行研究も進んでいると言える。『令集解』職員令神祇官条別記には「御巫五人。倭国二口。左京生嶋一口。右京

座摩一口。御門一口」とあり、御巫は倭国から二人、生嶋巫に左京から一人、座摩巫に右京から一人、御門巫一人の計五名が任用されていた。また『延喜式』神祇卷臨時祭に「凡そ御巫・御門の巫・生嶋の巫各一人は（その中宮・東宮はただ御巫各一人あり）、庶女の事に堪えたるを取りて充てよ。但し考選は散事の宮人に准えよ。」「凡そ座摩の巫は、都下国造の氏の童女の七歳已上の者を取りて充てよ。もし嫁ぐ時に及ばば。弁官に申して充て替えよ。」とあり、御巫は神事ができる位階を持たない娘から選り、座摩巫は都下国造氏の七歳以上の未婚の童女を選ぶことが規定されている。猿女が出仕する祭祀は鎮魂祭・大嘗祭の二つのみだが、御巫は鎮魂祭と大嘗祭の他、祈年祭・月次祭・園并韓神三座祭・御贖祭・大殿祭・神今食・御巫奉斎神祭・八十嶋神祭・四面御門祭・御門巫奉斎神祭・生嶋巫奉斎神祭・八十嶋神祭・御川水祭・座摩巫奉斎神祭と複数の祭祀に関わる。岡田精司氏⁽⁷⁾によると、御巫の関わる祭祀の特徴は以下の通りである。

- (1) 非常に古い形の祭儀であり、
- (2) 呪術的色彩の極めて濃厚なものばかりであること。
- (3) 祭神は人格神以前の精霊なものばかりであること。
- (4) 天皇自身に直接かかわる祭儀が多いこと。

また野口剛氏⁽⁸⁾によると、御巫の成立過程及び御巫を輩出する氏族について以下のように述べる。

- (1) 御巫は大和王権が形成途上のまだ小地域しか統治していなかった段階において、王の身体や居住空間の穢れを祓うため、その

祭祀を分掌する忌部氏など伴造系諸氏またはその部曲の中から採られたものであろう。

- (2) 最初は天皇御巫、中宮御巫、御門巫、座摩巫に当たるものが成立し、やや遅れて大八洲生成神話の確立とともに生島巫が加わった。

- (3) 律令が整備されてくるなかで天皇御巫・中宮御巫は大和国から、生島巫は左京から、座摩巫・御門巫は右京から採る形が出来あがった。

- (4) さらに『大宝令』施行以後に、東宮御巫が加わった。

- (5) 大同年間以後、主水司と繋がり深いツゲの国造が介入して、座摩巫はその氏から採られることとなった。

これらの先行研究を元に猿女と御巫を比較すると、諸氏から採られていた御巫と違い、猿女氏からしか採られない猿女は極めて限定的な役割を持ち、御巫のように新しい役割が増えないことから、そのあり方が変容することのない職掌を持っていたと考えられる。つまり猿女を輩出する猿女氏は他氏では代替できない特殊性を持った氏族だったのである。

二 『古語拾遺』における猿女氏の職掌

はじめに述べた通り、猿女氏は『古語拾遺』の中で祭祀において中

臣・忌部と並び立つ氏族であることが書かれている。『古語拾遺』は大同二年（八〇七）二月十三日、齋部広成（忌部氏は延暦二十三年（八〇三）に忌部を齋部と改めている。）によって奏上された、忌部氏の氏文と呼べる書物である。その名の通り、神話から拾い集めた古語の起源を説くと同時に、津田左右吉氏^⑧によると、中臣氏と対立していた「忌部氏の愁訴状ともいふべきもの」とし、『神道大系』解題^⑨には「平城天皇朝に「造式」の企画があり、そのために、祭祀のことをあずかる齋部氏にも「召問」「求訪」があり、それに答えて広成は自氏の立場から、現状の「所遺」「蓄憤」を「上聞」するところにあつたと考えられる。」とある。西宮一民氏^⑩も同様に「平城天皇がそれぞれ専門の氏族や部署の代表者に「造式」の意図をお漏らしになつたのを、齋部広成はわがことの幸いとして受け止め、祭祀の式典の根源的な事柄を記そうとし」成つたものだとしている。

『古語拾遺』^⑪における猿女氏と猿女について見ていくと次のように記されている。

時に、天照大神、赫怒りまして、天石窟に入りまし、磐戸を閉して幽居りましき。爾して乃ち、六合常闇にして、昼夜不分し。群神愁へ迷ひて、手足罔措し。凡て厥の庶事、燭を燎して弁ふ。高皇産靈神、八十万の神を天八湍河原に会へ、謝み奉らむ方を議らふ。爰に、思兼神、深く思ひ遠く慮りて、議りて曰はく、「太玉神をして諸部の神を率て、和幣を造らしむべし。（中略）太玉命をして捧げ持ち称讃さしむ。亦、天兒屋命をして相副に祈禱らし

む。又、天鈿女命（古語に、天乃於須女といふ。其の神、強く悍く猛く固し。故以て名と為。今の俗に、強き女を於須志と謂ふは、此の縁なり。）をして、（中略）石窟の戸の前に誓槽覆せ、庭燎を挙して、巧に俳優を作し、相与に歌ひ舞はしむ」といふ。

はじめに記紀神話を引用した天石窟籠り神話では、『日本書紀』と同一の部分がいくつか見られるが^⑫、今回注目すべきは忌部氏の遠祖である太玉命が諸部を率いて種々の物を作り、捧げ持ち祝詞を詠んでいることである。中臣氏の遠祖である天兒屋命は太玉命に相副えるだけの存在である。また『古語拾遺』に見られる特徴的な記述として、記紀神話では天兒屋命の遠祖として記されている高皇産靈神が、太玉命の遠祖となっていることである。これは他の書物では見られない『古語拾遺』独自の記述である^⑬。このように徹底的に太玉命の神格つまり忌部氏の立場を神話の段階から底上げしている『古語拾遺』の中で、猿女氏の遠祖である天鈿女命は、太玉命（忌部）・天兒屋命（中臣）と「相与に歌ひ」そして舞うのである。記紀神話では『日本書紀』は「巧に俳優を作」し「覆槽置せ、頭神明之遷談す。」、『古事記』では「天の石屋の戸にうけを伏せて、蹈みとどろこし、神懸り為て、胸乳を掛き出だし、裳の緒をほとに忍し垂れき。」と、アメノウズメが歌うとは書かれていない。『古語拾遺』は猿女氏の職掌に記紀神話にはない、中臣・忌部と「相与に歌う」ことを付与し、祭祀の中での猿女氏の重要性を説いているのである。

ところで天鈿女命のウズメは鈿（かんざしを示す）を付けた女の意

であることは、アメノウズメが天香山の眞坂樹（『古事記』では天の眞析）を頭に付けていることから読み取ることができる。しかし『古語拾遺』はウズメの語源を、元はアメノオズメと呼び、強い女をオズシという由縁としている。これについて西宮一民氏¹⁵⁾は「その子孫の猿女君が鎮魂祭の儀において「強く悍く猛く固し」と表現されているような所作をしたに相違ない。それでオズメという説も生じてしまったと考えてよい」とし、西郷信綱氏¹⁶⁾は「裸踊りをやるウズメ、あるいは天孫降臨の条にいわゆる「いむかふ神」「面勝つ神」であるウズメをこの語（オズシ）と関連させて説くのを、むげに否定するには及ばない」と、アメノウズメの名が強い女であるというオズシに関連したことを頭から否定はしていない。しかしこれらの先行研究もウズメが髪飾りを付けている女の意であることを明記したうえで、『古語拾遺』の説が生まれるのも不思議ではないという程度のものである。猿女が祭祀の中で猛々しく舞っていた可能性はあるのかもしれないが、史料的にそのことを積極的に示すものはない。しかしそれに加え、『古語拾遺』は「古語の遺れたものを拾う」書物である¹⁷⁾ため、『古語拾遺』序文で述べる「国史・家牒、其の由を載すと雖も、一二の委曲、猶遺りたる有り。」の一つとして造形された、斎部広成の付会の説であると評価すべきであろう。

三 古代祭祀の場における猿女氏の実態

『古語拾遺』天孫降臨条では「天鈿女命は、是れ猿女君が遠祖なり。顕せる神の名を以て氏姓とす。彼の男女を皆号けて猿女君と為しむるは、此の縁なり。」と、『日本書紀』によく似た記述がされている。記紀では天石籬籠り神話と、この天孫降臨神話でアメノウズメ及び猿女氏の記述は見えなくなる。しかし、『古語拾遺』には主に『日本書紀』に拠って書かれた神話の後に「所遺」と題して十一カ条が付されている。『古語拾遺』の書かれた九世紀初期における猿女氏の実態はこの「所遺」から読み取ることができる。

『古語拾遺』「所遺」を私に概略すると以下の通りとなる。

- 一、草薙剣を神宝とする熱田社が、幣を奉る日（祈年祭・月次祭・新嘗祭）の神事に昔から修められていない。
- 二、皇祖である尊い天照大神を祀る伊勢神宮が、幣帛を班つ最後である。
- 三、中臣氏・斎部氏・猿女氏は共に離れず天照大神を祀る氏族であるのに、現在では中臣氏だけが伊勢神宮を祀っている。
- 四、神殿を造る時の祝詞は忌部氏が詠むことが古来より決められているが、忌部が関与していない。
- 五、御殿祭・御門祭は忌部氏が祝詞を詠む祭だが、宝亀年に宮内省の中臣氏が「中臣、斎部を率て御門に候ふ」と改め、現在もそのままそれに従っている。

六、今、中臣氏に神事供奉の権力が移っているが、かつては中臣・忌部は共に七位の官だった。延暦年に忌部を八位にして元に戻していない。

七、幣帛を奉るのは中臣・忌部両氏の職掌だったが、今は中臣しか任命していない。

八、諸国の大社に中臣を任命して、忌部を任命していない。

九、御巫は猿女氏の職掌であり、他氏が任命されるべきではない。

十、神に供える種々のものは中臣・忌部・猿女・鏡作などの諸氏が司っていたが、今は中臣・忌部しか採用されず、他氏は考選にすらあがらない。

十一、天平勝宝九年（七五七）の口頭による宣旨で「伊勢神宮の幣帛使は中臣を用いて、他氏は起用しない」とした。これは実行されなかったが、未だ記録から削除されていない。この内、三、九、十に直接猿女氏に言及した記述が見え、全体を通して見ると、祭祀の場において、専横する中臣氏を排除し、忌部氏の述べる古来の形に戻すべきであるという主張が読み取れる。

「所遺」七に関して、幣帛使の実態を六国史で見ると以下の通りである。

『続日本紀』天平七年（七二五）七月庚辰

依忌部宿祢虫名。烏麻呂等訴。申検時時記。聽差忌部等爲幣帛使。

『続日本紀』天平宝字元年（七五七）六月乙未

始制。伊勢太神宮幣帛使。自今以後。差中臣朝臣。不得用他姓人。

『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月戊午

遣左大舍人頭從五位下河内王。散位從八位下中臣朝臣池守。大初位上忌部宿祢人成等。奉幣帛於同太神宮。

『続日本紀』天平宝字三年（七五九）十月戊申

遣武部卿從三位巨勢朝臣關麻呂。神祇大副從五位下中臣朝臣毛人少副從五位下忌部宿祢皆麻呂等。奉幣帛於神宮。

『続日本紀』天平宝字八年（七六五）九月丁未

遣正親正從五位下荻田王。少主鈴中臣朝臣竹成。神部鴨田連嶋人。奉幣帛於伊勢太神宮。

『続日本紀』宝龜元年（七七〇）八月庚寅朔

遣參議從四位下外衛大將兼越前守藤原朝臣繼繩。左京少進正六位上大中臣朝臣宿奈麻呂。奉幣帛及赤毛馬二疋於伊勢太神宮。

『続日本紀』宝龜元年（七七〇）八月辛卯

遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂。奉幣帛於越前國氣比神。能登國氣多神。

『続日本紀』宝龜九年（七七八）六月辛丑

特詔。遣參議正四位上左大弁藤原朝臣是公。肥後守從五位下藤原朝臣是人。奉幣帛於廣瀨瀧田二社。爲風雨調和。秋稼豊稔也。

『続日本紀』延暦十年（七九一）八月壬寅

詔遣參議左大弁正四位上兼春宮大夫中衛中將大和守紀朝臣古佐美。參議神祇伯從四位下兼式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚。

『古語拾遺』における猿女氏の職掌と古代祭祀の場における猿女氏の実態（浅岡）

八

神祇少副外從五位下忌部宿祢人上於伊勢太神宮。奉幣帛。

『日本後紀』逸文（『類聚国史』）延暦十三年（七九四）三月辛卯

遣大監物從五以上石淵王・參議從四位上守兵部卿兼近衛大將行神

祇伯近江守大中臣朝臣諸魚等、奉幣帛於伊勢大神宮。

『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十二月壬午

遣參議正四位下巨勢朝臣野足奉幣帛於八幡大神宮榿日廟。賽靜亂

之禱。

『古語拾遺』「所遺」でも触れられているが、『続日本紀』天平宝字

元年（七五七）六月以降、伊勢神宮の幣帛使には中臣氏から選ばれる

と決められる。その後は巨勢氏、忌部氏等他氏から幣帛使が採られる

ことはあるが、殆どの場合、中臣（藤原）氏が同時に選ばれているこ

とから、中臣氏の勢力が大きかったことがうかがえる。中臣氏と忌部

氏の対立は大同元年八月（八〇六）に起こった、幣帛使をめぐる訴訟

にはつきりと見ることが出来る。

『日本後紀』^⑧大同元年（八〇六年）八月十日

是より先、中臣・忌部両氏各有相訴うることある。中臣氏云う、

「忌部は本幣帛を造りて、祝詞を申さず。然らば則ち忌部氏を以

て幣帛使と為すべからず」と。忌部氏云う、「奉幣・祈禱は、是

れ忌部の職なり。然らば則ち忌部氏を以て幣帛使と為し、中臣氏

を以て祓使に預けしむべし」と。彼此相論して。各拠る所有り。

是の日、勅命すらく、「日本書紀に拠るに、天照大神天磐戸を開

ずるの時、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の

五百箇眞坂樹を掘りて、上枝に八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝

に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣白和幣を懸け、相与に祈禱を致

す」者。然らば則ち祈禱の事に至りては、中臣・忌部並びに相預

るべし。又神祇令に云う。『其れ祈年・月次祭は、中臣祝詞を宣

べ、忌部幣帛を班て。踐祚の日。中臣天神の寿詞を奏し、忌部神

璽の鏡劔を上れ。六月・十二月の晦日の大祓は。中臣御祓麻を上

れ。東西の文部祓刀を上り、祓詞を誦め。訖らば、中臣祓詞を宣

べよ。常祀の外、須らく諸社に向いて幣帛を供すべき者は、皆

五位以上の卜食の者を取りて充てよ」と。宜しく常祀の外、奉幣

の使は、両氏を取用して、必ず相半に当つべし。自余の事は、

専ら令条に依れ」と。

ここには忌部氏は幣帛を造るのみで祝詞を申さない氏族であるため、

忌部氏を幣帛使とするべきではないと中臣氏が主張し、奉幣・祈禱は

忌部の職掌なので、忌部氏を幣帛使、中臣氏を祓使にするべきである

と忌部氏が主張している。両氏の対立は『日本書紀』と律令に基づい

た勅命によって、忌部氏の主張が通る。このように大きな勢力を持つ

た中臣氏と対立していた忌部氏が、何故、『古語拾遺』の中で猿女氏

を重要な氏族だと位置づけたのだろうか。

『古語拾遺』成立と同時期に、猿女氏の職掌をめぐる記事を『日本

後紀』にみる事が出来る。

『日本後紀』逸文（『類聚国史』）弘仁四年（八一三）十月二十八日

從四位下左中弁兼撰津守小野朝臣野主等言さく、「猿女の興、国

史に詳かなり。其の後絶えず。今猶見在す。又猿女の養田は、近江国の和迹村・山城国の小野郷に在り。今小野臣・和迹部臣等、既に其の氏に非ざるに、猿女を貢せしめらる。熟ら事緒を搜るに、二氏の中、貪人田を利り、恥辱を顧みず、拙吏相容れ、督察を加うるに無ければなり。神事を先代に乱し、氏族を後裔に穢す。日を積み年を経て、恐るらく旧慣を成さん。伏して請うらくは、所司をして厳しく捉搦を加え、氏に非ざるを用いるを断たしめんことを。然らば則ち、祭祀濫ること無く、家門正すことを得ん者。之を可とす。

これは小野朝臣野主等が和邇氏・小野氏が養田の利益のために、本来猿女から用いられる猿女を不正に貢進することの禁止を求めている記事である。訴えは受け入れられているが、この頃猿女は猿女氏専有の職掌ではなくなってしまうていた。『古語拾遺』「所遺」三でも「中臣・齋部の二氏は、相副に日の神を禱り奉る。猿女が祖も、亦神の怒を解く。然れば、三氏の職は、相離るべからず。」とあり、「所遺」十では「神祇官の神部は、中臣・齋部・猿女・鏡作・玉作・盾作・神服・倭文・麻統等の氏有るべし。而るに、今唯中臣・齋部等の二三氏のみ有りて、自余の諸氏は、考選に預らず。」とある。本来猿女氏が祭祀に関わるべき所でも、他氏から猿女が採られていたことが分かる。これらの記事から九世紀前半の猿女氏の衰退がうかがえ、この後も猿女自体は諸文献⁽¹⁹⁾に散見されるが、猿女氏が猿女を貢進したという記録を見ることはできない。『古語拾遺』で指摘された、他氏

が台頭するようになった猿女の実態も『日本後紀』弘仁四年の訴えのように改善することがなかった。

ところで、『古語拾遺』「所遺」九は他の「所遺」と比べると、異質である。齋部広成が記した忌部氏の書物であるはずが、「所遺」九だけは忌部氏について全く触れられていない。「所遺」九の全文は以下の通りである。

凡て、鎮魂儀は、天鈿女命の遺跡なり。然れば、御巫の職は、旧の氏を任ずべし。而るに、今選ふ所、他氏を論はず。遺りたる九なり。

先にも触れたが、「御巫の考選は散事の官人に准ぜよ」とあるように、御巫を猿女氏から採らなければならない決まりはなかった⁽²⁰⁾。御巫は『延喜式』にあるように、庶氏から採ったのだろう。その中でも、祭儀で歌舞を奉る必要のあつた御巫は「事に堪える」ことのできる女という点で猿女氏から採られる場合もありえるだろう。『古語拾遺』において猿女氏がかつて御巫を貢進していたと書かれているのは、この事実を拡大解釈したためだと考えられる。猿女のみならず、御巫も専有できれば、猿女氏に関わることでできる祭祀は格段に増え、しかもそれらの祭祀は天皇に関わる重要な祭ばかりである。『古語拾遺』は御巫を猿女氏の職掌にすることで、猿女氏の勢力を拡大させ、間接的に中臣氏の勢いを削ごうとしたのではないだろうか。

おわりに

『古語拾遺』を記した齋部広成が、古代祭祀の場において忌部氏の由緒を神話の古い時代に求め、忌部氏が祭祀に関わる正当性を説いたのは古くから指摘されている。それが愁訴状であるのか、造式を目的としたのかは諸説分かれるが、次第に勢力を強めてきた中臣氏を強く意識していたことは間違いない。その中で同族でもない猿女氏の職掌を確立させた目的は、猿女氏と共闘⁽²⁾とまではいかなくとも、中臣氏以外の氏族を祭祀の中に組み込んでいくことによって、中臣氏の専横を防ぐ目的があつたのではないだろうか。そのため、猿女氏の遠祖であるアメノウズメの名称を、古語と称して独自の伝承を記載し、⁽¹⁾ けして猿女氏の専有するものではなかつた御巫を、猿女同様猿女氏から採るべきであると記している。しかし、猿女氏の実態は『日本後紀』弘仁四年条に見える通り、御巫どころか猿女すら貢進出来ないほど、その職掌が狭められていたのである。齋部広成は『古語拾遺』を記した際に、中臣氏の勢いを削ぐ手段の一つとして猿女氏の舞いを利用したと同時に、国史・家牒から遺れた一二の委曲として畜憤を持つて述べたかつたのかもしれない。

- (1) 『日本書紀』の引用は、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『日本書紀』一一三、(小学館、一九九四、一九九六、一九九八年)に基づき、私見を交えた。
- (2) 『古事記』の引用は、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』(小学館、一九九七年)に基づき、私見を交えた。
- (3) アメノウズメは『弘仁私記』序に「稗田阿礼年廿八(天鈿女命之後也)」と稗田氏の遠祖であることが書かれているが、『弘仁私記』序にはその成立を疑う説も存在し、アメノウズメと稗田氏の関係を一概には断定できないため、今後の検討課題とし、本稿の主旨とは外れるため、ここでは論じない。
- (4) 『延喜式』の引用は虎尾俊哉編『延喜式』上下(集英社、二〇〇〇、二〇〇七年)に基づき、私見を交えた。
- (5) 『西宮記』の引用は土田真鎮・所功校注『西宮記』(『神道大系』朝議祭祀編二、神道大系編纂会、一九九三年)に基づき、私見を交えた。
- (6) 西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房、一九七五年)
- (7) 岡田精司「宮廷巫女の実態」(『日本女性史』第一巻 東京出版会、一九八二年)
- (8) 野口剛「御巫考」(『古代文化』第四十四巻八号 一九九二年)
- (9) 津田左右吉「古語拾遺の研究」(『津田左右吉全集』第二巻 岩波書店、一九六三年)
- (10) 飯田瑞穂校注『古語拾遺』(『神道大系』古典編五、神道大系編纂会、一九八六年)
- (11) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)
- (12) 『古語拾遺』の引用は、西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)、飯田瑞穂校注『古語拾遺』(『神道大系』古典編五、神道大系編纂

- 会、一九八六年)、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『古代氏文集』(山川出版社、二〇一二年)に基づき、私見を交えた。
- (13) 『古語拾遺』における天石窟籠り神話とアメノウズメについては神野志隆光『古語拾遺』の位置(『古代天皇神話論』若草書房、一九九九年)、津田博幸「広成の読む『日本書紀』——『古語拾遺』をめぐる——」(『生成する古代文学』森話社、二〇一四年)、斎藤英喜『古語拾遺』の神話言説(『椋山女学院大学研究論集』三〇、人文科学篇、一九九九年)などがある。
- (14) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)
- (15) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)
- (16) 西郷信綱『古事記注釈』(筑摩書房、一九七五年)
- (17) 『古語拾遺』という題について溝口駒造『古語拾遺精義』(中文館書店、一九三五年)が「元来著者としての広成翁自身は、之を一個の上表文として書いているのであって、特に「古語拾遺」と題する著書を発表する意図は少しも無かった。随って此の標題めいたものは、後人が私に附したものである。」と述べるように、後人の付け足しという説があるが、今回は本稿の主旨と外れるため、ここでは論じない。
- (18) 『日本後紀』の引用は黒板信夫・森田悌編『日本後紀』(集英社、二〇〇三年)に基づき、私見を交えた。
- (19) 猿女については『西宮記』や『貞観儀式』に見ることができる。
- (20) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)
- (21) 津田博幸「広成の読む『日本書紀』——『古語拾遺』をめぐる——」(『生成する古代文学』森話社、二〇一四年)では『古語拾遺』は「猿女公氏に肩入れた記述が多く」、忌部氏と猿女氏が「共闘関係にある」としている。